

令和5年度第9回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和5年11月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時38分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	欠席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	欠席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	8番	牛田 弘則		9番	吉次 純一郎	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			農業委員会事務局員 田邊 操枝		
出席吏員	産業課課長 藤原 宰			産業課主幹 前田 智恵子		
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について
その他	(1) 遊休農地パトロールのまとめ(各班長から) (2) 令和5年度第10回南部町農業委員会総会日程 (3) 令和5年度農業委員会ブロック別特別研修会について





	<p>譲受人：</p> <p>この申請地は農業公共投資されているため農地区分は第1種農地に該当します。許可根拠は、農業用施設その他、地域の農業振興に資する施設であるため、不許可の例外規程に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10アール当たり 円と報告を頂いています。</p>
議長	議案第2号につきまして現地調査報告を井田委員よりお願いします。
井田委員	<p>本日、午前9時から、恩田会長、田邊委員、足井委員、松本委員、吉次委員、白川委員、岡田委員、亀尾局長、産業課の藤原課長、前田主幹、私の11名で現地調査を行いました。</p> <p>1番ですが、現地調査資料の5ページから13ページになります。場所は を に向かい のバス停を右に入れて直ぐ右に曲がった所になります。7ページの土地利用計画図を見て下さい。ここに載っている建物の図面が、以前に農振変更協議会に出された図面と違っているようです。1棟目の建物は同じですが、2棟目の建物が前の倍の大きさになっています。排水ですが、U字溝で3ヶ所柵を設けて流す予定だそうです。周りはブロックにフェンスで囲まれるそうです。正面から見て左側には同じ所有者のアパートが建っています。8ページを見て下さい。汚水は隣のアパートの境界辺に流れて町道に抜けて接続されるそうです。1番については図面が違うので、私としては条件付許可と判断しています。皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>2番目ですが、場所は から に向かって を渡った直ぐ左下です。太陽光パネルは南向きに設置されるそうです。排水は地下浸透で、雨水は に流すと聞いています。周辺はフェンスで囲まれるそうです。</p> <p>3番目ですが、場所は を に向かったちょうど 宅の前になります。1筆を分筆して家を建てられます。ブロックで囲われるそうですが、建物の裏側には水路がありまして、水路の手前にブロックを1段組んで土留めをされるそうです。排水につきましては、雨水は町道側に柵を設けて流します。下水については、公共柵を境界の所に設けて本管に繋がります。</p> <p>4番は、 の前を に向かって バス停を右に降りた所になります。</p> <p>さん宅内の作業、駐車用小屋を壊して若夫婦の家を建てるにあたり、代わりにここに新しく農業用倉庫を建てられと言う事です。倉庫の下はコンクリート、周りはバラスだそうです。田ですので、ケタを利用してバラスを1段下げて水が水路に溢れないようにされます。新しい倉庫には5tトラック、軽トラック、トラクター、田植機などを置かれます。以上で報告を終わります。</p>
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	2番についてお聞きします。ここは の真下になります。草を刈られても直ぐに伸びてしまうような状況であると思いました。草刈りについてはどのようになっていますか。
局長	申請書によりまして、管理方法についても確認しております。太陽光発電の維持管理については、清掃除草を年4回の予定となっています。除草のスケジュールについては委託業者と調整して決定されるそうですが、近隣からの依頼があれば対応するという事でございます。除草にかかる費用についても転用申請の中でお示しを頂いています。
田邊委員	草刈りは何処がされるのですか。

局長	清掃委託をされるそうです。委託業者については連絡を頂いていませんが、町内、近隣の業者さんに頼まれると思います。
田邊委員	分かりました。
議長	太陽光は隣接地の被害防除と草刈りが一番の問題になります。あそこはカズラが凄いですので管理は大変だと思います 1番ですが、農業振興地域でしたので2月に農振変更協議会上がっていました。その時に出された図面と違う図面を今回出されています。変更になったのならば変更届けを出してもらわなくてははいけません。それを出されずに農業委員会に出されたわけです。農振変更協議会に出されたものと農業委員会に出されるものは一致しなくてははいけません。農業振興地域から外す場合は農業委員会の許可を前提としたと言う文言があります。それを逸脱して今回出されています。嘘の事を書いて我々に認めさせようとしています。これは農業委員会を軽視されていることになります。後で産業課長さんより説明されるようですが、井田委員からは条件付き許可とのご意見がございました。私としては不許可で、条件付き許可が適当ではないかと思いますが、皆さんはどのように思われますか。我々は農地の番人であります。特に南部町は権限移譲を受けている責任ある立場です。ご意見をお聞きします。
黒木委員	不許可であるけれども条件を付けて許可と言う事ですか。
議長	不許可と言う文言が無くなって、以前は保留としていましたが、保留が条件付き許可となりました。分かりやすく言えば保留と言う事です。
黒木委員	分かりました。それで良いと思います。
庄倉委員	会長が言われる通りだと思います。申請が間違っているのならば、許可を出すわけにはいきません。
吉次委員	会長が言われました通り、我々は農地の番人であることが大前提だと思いますので、申請が間違っているのならば許可することはできません。辛うじて条件付き許可でやむを得ないと思います。
井上委員	確認ですが、利用計画図の2棟目の建物の面積が違うと言う説明でしたが、どちらが正しいのですか。
局長	7ページの土地利用計画図をご覧いただくと、上が1棟目、下が2棟目で、2棟目の敷地面積が $\text{m}^2$ となっています。この2棟目の面積が、今年の2月の農振除外の時に出された時の倍の大きさで今回申請が出ています。2月の際の申請により委員の皆さんに現地も見させていただいて、農業委員会としては妥当だと言う判断で農振除外の手続が済んだところでございます。今回出されたのが最新のものでございますが、2月のときと図面が違うということでございます。
議長	今回許可を出してしまうと、農業委員会は嘘を出しても許可してもらえと言う事になってしまいます。一度許可してしまうと、あの時は許可されたのではないかと言う事になります。きちんとしておかないといけません。推進委員の皆さんはどのように思われますか。
白川委員	私も保留扱いで良いと思います。
岡田委員	私も保留扱いで良いと思います。
足井委員	私も保留で良いと思いますが、決を取られたらどうでしょうか。
議長	決を取るのはあまりよくありません。以前に $\text{m}^2$ であったのですが、最低基準をクリアしていないのに多数決で通ってしまいました。 $\text{m}^2$ もと同じく

		権限移譲を受けておられて、 で許認可が出来ます。間違ったことが賛成されて通ってしまいました。法律に反して通ってしまっは県は困ります。最終的には1人ずつ喚問です。農業委員会に適しておられるのか、能力があるのか。法律が分かっておられない方ばかりだったそうです。分かっていない方ばかりで多数決は絶対にいけません。法律に反しているのに多数決で通ってしまいます。
	黒木委員	言葉が分からないのですが、保留と言うのではなく、差し戻しと言う表現の方が近いと思います。
	議長	農業委員会の中の専門用語として、前は保留と言う言葉でしたが、それはいけないと言う事で、条件付き許可となりました。分かりやすく言えば保留です。
	黒木委員	分かりました。
	秦野委員	私も保留扱いが良いと思いますが、手直しをされて再申請は可能ですか。
	議長	可能です。
	秦野委員	例えば、これは駄目ですと一旦差し戻しをします。来月にまた上程されることが考えられます。1ヶ月ほどで手直しされて許可と言う事もあるのですか。
	議長	今日説明されます。次の時に出したらその次になります。 1番について条件付き許可と言う意見が多かったですが、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』1番については条件付き許可と決定します。2番、3番、4番についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』2番、3番、4番について議決、承認されました。
議案第3号		(産業課 藤原課長、前田主幹入室)
農用地利用集積等促進計画案の決定について	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程いたします。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書5～17頁）】 農地番号 1番～75番 設定を受ける者： 25名 設定をする者： 40名 設定をする土地： 75筆 計 105,490㎡
	議長	質疑を受けます。
	田邊委員	さんですが、経営面積が ㎡で、世帯員等の労働力が1人になっています。1人で全てをやっておられるのですか。補助の方はおられないのですか。
	前田主幹	世帯その他の労働力の欄で書かせて頂いているのは、本人さんを除いた人数ですので、この1人は さんで、お2人でされています
	議長	さんの従事日数が220日になっています。これだけの面積を2人でされるのは無理だと思います。 さんは をされていて兼業農家です。一般常識から言って無理だと思いますが、どう思われますか。課長から説明して下さい。
	藤原課長	お2人でされていると言う事で、産業課としても労働力不足であると言うお話は何っています。産業課としても、作業状況などの情報を入れながら支援で

	<p>きることはないか探しております。ただ、このたびの手續につきましては、相手方とのお話が成立して　さんが引き受けるということでございますので、大変なのは重々承知しておりますが、まずは向かっていただくということで今回提案をしております。ご本人さんも手伝って頂ける方をお探しのようですので、　さんの経営自体が、しんどくて出来ないというようなことにならないように見守っていきたいと思っております。</p>
田邊委員	<p>課長がおっしゃったような条件があるのならば、但し書きなりを書いてもらい、第3者が見ても分かるようにしていただかないと、これだけでは分かりません。お母さんが手伝うだとかアルバイトを雇うなどの、そこには人員計画なり、配置計画がきちんとスケジュール化されていないといけないと思います。そのような事が別紙にでも添付してあれば、誰が見ても分かるわけです。今のままでは、会長がおっしゃるように、誰もが大丈夫かと思っておりますので、そのような事がないように、きちんと但し書きなりをお願いしたいと思います。</p>
藤原課長	<p>見ていただいているのは所定の様式ですので、特記事項を書くところがございませんので、加筆というよりは、必要があれば、特記事項は別立てで用意させていただくような方法を考えたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p>
田邊委員	<p>それで良いと思います。よろしく申し上げます。</p>
庄倉委員	<p>さんは年齢が　歳で、期間が10年になっています。すると　歳までの形になります。他のご高齢の方は2～3年の期間にされているようで、10年と言うのは少し懸念します。</p>
前田主幹	<p>実際には　歳の　さんと一緒に作られていると言う事で、今回10年で契約をしたいという申込みを受け付けました。</p>
庄倉委員	<p>労働力3人の中に、　歳の　さんが含まれているという事ですか。</p>
前田主幹	<p>そうです。</p>
庄倉委員	<p>分かりました。</p>
板委員	<p>契約状況のところは全て新規になっていますが、ほとんどが契約更新に該当すると思いますが、考え方を教えて下さい。</p>
前田主幹	<p>今まで相対で契約されていた方がほとんどです。実際は更新ですが、農地中間管理機構で扱うのが新規なので、新規に○が付いています。</p>
板委員	<p>そうしますと、新たに増やされた所が分からないですが。</p>
前田主幹	<p>全くの新規が、35番と36番です。</p>
板委員	<p>分かりました。</p>
糸田委員	<p>板委員の続きになりますが、相対からの切り替えなのか、全くの中管理事業での新規なのか、できれば様式変更して分かるようにして頂きたいと思えます。</p>
前田主幹	<p>次回から様式を変更して分かるようにします。</p>
糸田委員	<p>お願いします。</p>
秦野委員	<p>さんは、現に耕作している面積が0㎡ですが、新規の方ですか。町外に農地を所有されているのですか。</p>
前田主幹	<p>利用権の設定を受ける土地の面積(A)は、今回上がっている貸借される面積で、現に供している農地の面積(B)は、今回契約される面積を除いたものが表示されています。(A)プラス(B)が実際に耕作される面積になります。 さんは、　さんから更新で借りられる　㎡しか耕作されていないと言</p>

		う事です。
	秦野委員	分かりました。
	吉次委員	さんは の方ですが、農機具はどうされていますか。 から運んでおられるのですか。
	前田主幹	貸付け者の さんは、 さんの実のお父さんで、農機具は全て のお宅に置かれています。
	吉次委員	体一つで行かれて農業をされているという事ですか。
	前田主幹	そうです。移動は一人で、現地で機械を使われています。
	吉次委員	分かりました。
	議長	さんは専業で農業をされているのですか。普通なら親子であれば、お父さんの名前で農業をされて、このような手続きまでされませんが。
	前田主幹	さんは兼業農家です。 さんは を されている関係でこの度の申請をされています。
	黒木委員	さんは農業従事日数が90日と少なく、労働力が3名となっていますが、どのような経営形態ですか。
	前田主幹	専業農家の方です。 さんが主としてされていません。
	黒木委員	この状態で米ができていますね。分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』説明を求めます。
	局長	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書18頁)】
	議長	解約後はどうなりますか。
	局長	所有者さん、農業委員さん、推進委員さん、産業課で、保全に努めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。
	議長	結果を出さないといけません。特に 地区の委員さんはお願いします。言いにくいことも言われないと荒廃地が増えてくばかりになります。産業課さんが責任を持つとおっしゃっていますが、委員さん方も協力をお願いします。
(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	『(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明をお願いします
	局長	【『(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』(19~20頁) 要点の朗読】 全ての案件について、事前に担当地区の農業委員さん、推進委員さんと現場を確認してから工事に取りかかっています。
	議長	現地確認をされているようですので、簡単に説明を願いたいと思います。
	板委員	1番ですが、この工事は河川改修工事で数年続いています。最終工事が今回行われると言う事でございまして、護岸工事になりますが、田んぼの中に工事用道路を通すということです。 4番につきましては、昨年度に農振除外をして農業用倉庫を移転するという案件がありましたが、その工事の関連で、下側の河川を広げる為に農地に作業道路をつけ、河川に仮橋をつけて資材などを運搬されるそうです。なかなか予



		算が付かず工事が長期間にわたるといことです。
	庄倉委員	2番は、以前に防火水槽設置の転用が出ておりましたが、その工事に伴い、掘った土砂などを置くなどに使われます。現在は保安全管理がしてありまして、草などはきれいに刈ってありましたが、作付はしてありませんでした。
	足井委員	の河川改修工事になります。以前から工事をされていて、最終工事と聞いております。その工事現場の隣に圃場がありまして、そこに土砂等を置かれる為の一時転用です。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
7.その他	議長	遊休農地パトロールのまとめを、各班長さんから報告をお願いします。
(1) 遊休農地パトロールのまとめ(各班長から)	庄倉委員	天津地区の報告をします。前回と同じような所を見て回りました。その中で進展が見込める所が2カ所ありました。1カ所は、誰にも貸さないと頑になっておられた方から、荒れてはいますが、集落内以外の方なら貸しても良いと言う返事を頂きました。もう1つは、1つの田が3つに分かれていて、下の2つが保安全管理状態ですが、残りの1つを借りて耕作しておられる方に一緒に耕作してもらおう話を進めています。それから、下阿賀でセイタカアワダチソウが繁茂している場所があり、そこを見て回りました。一緒に調査した方々と、これからどうしたらいいか検討していきたいと考えています。
	足井委員	大国地区ですが、8月24日に恩田会長をはじめ8名でパトロールを行いました。西、鍋倉、猪小路、原と回りましたが、私は初めてパトロールに参加したので、以前はどのような状況であったか分かりませんが、どの地区にも遊休農地が見受けられました。特に鍋倉地区が厳しいと感じました。以前に農機具の修理等で回っていた時には稲が植えられていた農地が遊休農地になっているのを見て寂しく思いました。集落の人がおられましたので話を伺いましたが、水の便利が悪く、田も柔らかいし、なかなか作り手がないとおっしゃっていました。条件の悪い所は難しいと思いますが、これ以上の遊休農地を増やしたくない思いがありますので、日々努力し尽力を尽くしていきたいと思えます。
	井上委員	法勝寺地区は、10月19日にパトロールを行いました。新たに馬場地区と伐株地区に2ヶ所遊休農地がありました。その辺を回った時も道路や圃場を猪が荒らしているのを見ました。私の家の近隣もですが、今年は特に収穫後の圃場に猪が出ているようです。猪以外の動物も出て荒らしているようで、今後はそのような被害が増えていくのではないかと懸念しています。所有者の方に意向調査を行い出来るだけ管理等していただくように努力していきたいと思えます。
	板委員	東長田地区におきましては10月18日に南さいはくの委員5名と、関係機関の皆様計9名でパトロールを実施しました。対象地域は、昨年度緑判定で上がった4圃場と、最近耕作されていない谷間の農地を見て回りました。その中の緑判定農地で、今年度中に農業委員、推進委員で草刈りのお手伝いをして、耕作していただける方に借りてもらおう話をしていますし、多面的機能の方で観葉植物を植えるお話もいただきまして、2圃場は改善出来たのかなと思っております。まだまだたくさんの遊休農地が発生しかけておりますので頑張っていきたいと思えます。
	田邊委員	上長田におきましては、10月19日に陶山町長にも参加いただき入蔵地区と赤谷地区を見て回りました。入蔵地区で、セイタカアワダチソウなどの草が生

		えている圃場があります。そこを復元していこうと、11月8日に南さいはくの委員で草刈りをしました。赤谷地区は、農業構造改善を平成15年にしましたが、ご主人がお亡くなりになられてそのままになっている農地があります。これを何とか復元するように、今は私が細々と草刈りをしている状況下で、秦野委員さんとお話しをしながら取り組んでいる次第でございます。
	吉次委員	手間地区は、10月23日9時より7名のメンバーで調査に行きました。昨年のパトロールで緑判定した内の1筆を5月に利用権設定して遊休農が減りましたが、今会の調査で新しくまた緑判定の畑1筆増えました。それから、今回は大安寺周辺を中心に調べて回りましたが、26筆の内、山林化が9筆、原野化が3筆で非農地判定やむを得ないかなと思っております。残りの緑判定農地については、地権者の方とお話をして活用、保全管理のお願いしております。
	井田委員	賀野地区ですが、昨年と同じ所と、今回は さんが辞められた所を見て回りました。自己管理されている所もありますが、自分では出来ないと言われる所が大半です。何とかしなくてはいけない思いは強くありますので、事務局、産業課さんとも打合せをしながら頑張っていきたいと思っております。
	会長	ありがとうございました。地域により状況も違いますので、それぞれの状況に合わせてご尽力をいただきたいと思っております。
令和5年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	令和5年度第10回南部町農業委員会総会は、令和5年12月8日(金)に開催します。
その他	議長	その他で皆様よりございませんか。
	黒木委員	前回の総会でも報告しましたが、令和6年度の女性協議会は鳥取県が当番で、令和6年11月7日木曜日と8日金曜日に米子コンベンションセンターで行われます。女性委員の皆様は必ず出席をお願いします。
	局長	農業委員会特別研修会が12月14日木曜日に開催されます。12時30分に天萬庁舎玄関前にお集まり下さい。会自体は2時間程度を予定されているようでございます。 12月の総会終了後に、農業者年金加入推進活動の会議を開催いたします。農業委員の皆さんはご承知をお願いいたします。 それから、令和6年農作業標準料金策定協議会を11月22日開催します。対象となられる委員さんには議案書と一緒に案内文を送っておりますので、よろしくをお願いします。
	議長	産業課長より、議案第2号の提出された資料が違う件について説明がございます。
	藤原課長	まずもって、本日の農業委員会総会の議事運営に支障をきたすような提案をしましたこととお詫び申し上げます。本日、提案をお願いしました第2号議案の番号1番の共同住宅、駐車場の農地転用でございますが、本日の提案に先立って、本年2月9日に農業振興地域整備計画の変更協議をお願いしました。その際の資料を改めて配らせていただきます。その中の3ページの土地の計画図と、本日の現地調査資料の7ページを見比べて下さい。2月の変更協議会では、2棟目の建屋の面積が、本日の資料の半分の面積の土地利用計画で農振地域の除外の申請をお願いし、了解をいただきました。その後状況が変わり、今日の提出の内容になっております。具体的な変更としましては、2棟目の建築面積が、2月の段階では m <sup>2</sup> ほどでしたが、この度が m <sup>2</sup> で m <sup>2</sup> の増にな

	<p>っており、その分駐車場用地が減っています。何故、このようなことになったのか確認をとりましたところ、このたびの建設に当たり、所有者さんの融資の借入れの条件の中で、家賃収入の収益部分が融資の制限にひっかかる状況があり、貸出し戸数を増やす必要があったために、急遽の変更に至ったことが最大の要因だったということです。本日の提案に至る審査の段階で十分に確認をし、総会の前に委員の皆様にご承知をいただいた上で本日の審議に当たっていくのが本筋でしたけれども、そのようにならず、大変申し訳ございませんでした。この内容をご理解いただき、除外の追認をご理解いただき、本日の審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>皆さん方から、お聞きになりたいことはありませんか。</p>
黒木委員	<p>敷地面積は同じのままで、建物が大きくなり駐車場が狭くなったという事ですが、車が入らないようなことは起きないでしょうか。</p>
藤原課長	<p>2月の段階では、入居戸数の割に駐車場が広い状況がありました。この度の計画図によりまして、この戸数で十分な駐車場の用地は確保が出来ているという内容でございますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>正式な農振除外の変更願いを出してもらわなくてははいけません。</p>
藤原課長	<p>今日の日付けで、変更前と後をつけて、このように変わりますと言う形で作らせていただいて良いですか。</p>
議長	<p>はい。まずは農振除外の変更願いを出してもらって、それから農業委員会にきちんとしたものを提出して下さい。</p>
白川委員	<p>大体の事情は分かりましたが、農振除外ができてから農地転用が行われると言う事は、農振除外はいつの段階でできて、いつの農業委員会に上がってくるのですか。</p>
藤原課長	<p>農振の除外につきましては、2月9日の段階で承認をいただいております。そのときの内容と齟齬がある現状がございますので、そのことについて本日付けで修正後、ご承認を頂き、それをもって本日の総会への提案という形にさせていただき、同日付けになるのではないかと考えています。そのような対応をお願いをしたいと思います。</p>
議長	<p>農振除外については面積は変わっていません。建物の大きさが違ってきているので、今日、変更願を出してもらい、皆さんに了承してもらったら、今度は農業委員会に上げます。</p>
白川委員	<p>分かりました。それで、来月の農業委員会に上がるのですね。</p>
議長	<p>今日、皆様が了解されれば変更願は了承されたと言う事です。一部変更と言う事で、変更願いを受理してもよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業振興地域除外について、変更届は受理されました。来月、改めて農業委員会に上がってくると思います。</p>
藤原課長	<p>ありがとうございました。</p>
糸田委員	<p>農振農用地の見直しは基本5年に1回ですが、除外の追加申請はその都度できるのですか。</p>
藤原課長	<p>全体の見直しは5年に1回ですが、南部町の場合は、年に3回期限を切って、その間に申請のあったものについて変更協議会を開いて審議を行う形をとっています。</p>

	糸田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。
	吉次委員	10年程前にソーラーパネルを設置された所についてご相談があります。ここ1年程全く管理をされていない状況があります。3分割ぐらいになっておりまして、県内の業者さんが設置されたと思います。セイタカアワダチソウが繁茂して、今年はカメムシが大発生して、下側に農地があるのですが被害が出ています。中の部分もですが、外周も全く管理がしてありません。被害防除の観点からどうでしょうか。地区でも議題に上げましたが相続したとか言われて逃げられてしまいました。農業委員会で許可を出したと思いますが、その後の維持管理について文書が残っていないのでしょうか。農業委員会から警告なり、何か方法がないのでしょうか。
	議長	太陽光の設置については、今と昔では法律が変わってきています。今は、撤去費を算入するだとか、フェンスの設置などが義務付けられていますが、昔の法律が適用できるのか、今ここでお答えするのは難しいです。相続の事や法律的な事も含めて農業会議に確認をさせまして、次の総会で報告するように致します。
閉会	議長	これにて令和5年度第9回南部町農業委員会総会を閉会致します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>		